経済戦略局発注の業務委託契約案件における随意契約の結果について特名随意契約分

No.	案　件　名　称	委託種目	契約の相手方	契約金額税込	契約日	根拠法令	随意契約理由 随意契約理由番号	WTO
1	豊臣期石垣動態観測システム構築及び機器設置等業務委託	情報処理	(株)共和電業　大阪営業所	10,780,000円	令和6年1月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	―
2	国際見本市会場(インテックス大阪)改修基本計画見直しに係る調査・検討業務委託	建物・構造物各種調査	(株)東畑建築事務所	19,800,000円	令和6年2月29日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	―
3	泉布観の観光拠点整備事業(工事監理)に係る技術指導業務委託	その他	(公財)文化財建造物保存技術協会	1,359,600円	令和6年3月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	―
4	豊臣期石垣公開施設内展示物等制作設置業務委託	映画・ビデオ制作 催事 印刷・デザイン	(株)乃村工藝社 大阪事業所	105,050,000円	令和6年3月29日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	―

随意契約理由書

1　案件名称

豊臣期石垣動態観測システム構築及び機器設置等業務委託

2　契約の相手方

株式会社 共和電業

3　随意契約理由

本業務は、豊臣期石垣の変位と周辺環境の計測データを一括集約し、比較が出来るよう石垣周辺の環境測定器を連携・設置し、それらのデータを一括管理できるソフトウェアの改修及びシステム構築を行うものである。

発掘した貴重な豊臣期の遺構である石垣は適切に保存・管理する必要があるほか、豊臣期石垣公開施設での石垣一般公開に向け、石垣の状況を把握し、来館者の安全確保に努める義務がある。そのため、石垣を構成する石材の変位計測を行い、挙動を把握するとともに、温湿度計及び土壌水分計により、常時地中や地表面での水の挙動を調査する必要があることから、平成 28 年度より石垣にこれらの機器を順次取り付け、計測を行ってきた。今般、各データを一括管理出来るようシステム構築等を行うにあたり、有識者委員で構成する「豊臣石垣保存公開検討会議」において、最重要となる変位計測は、これまでに収集したデータと比較する事で、より正確な評価・分析が可能となるため、これまでと同一計器で計測条件を同一にし、継続して計測する事が不可欠であるが、計器・条件を変更すると、これまで蓄積してきたデータとの比較が出来ず、正確な評価・分析が出来なくなることから、計測データを正確に評価・分析を行うためには既存の変位計を継続して使用する必要があるとの意見があった。

既存の変位計を使用した上での各データの一括管理は、変位計を製造している上記事業者独自のシステムやソフトウェアでしか行えず、環境測定器についても上記事業者製の指定機器を設置しなければ正常に作動しない。また、各機器を設置した際やシステム構築時の動作確認は上記事業者以外に行うことができない。

以上の理由により、既存の変位計の製造メーカである上記事業者が本業務を履行できる唯一の者であることから、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき随意契約を締結した。

４　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５　担当部署

経済戦略局観光部観光課集客拠点担当（電話番号：06-6469-5165）

２

随意契約理由書

１　案件名称

国際見本市会場（インテックス大阪）改修基本計画見直しに係る調査・検討業務委託

２　契約の相手方

株式会社東畑建築事務所

３　随意契約理由

本市が所有している国際見本市会場（インテックス大阪）について、開業から38年が経過し経年劣化が進行していることから、令和８年度着工を目途に改修工事を行うため、上記事業者の支援を受け、令和４年度に工事計画策定に必要な改修基本計画（以下「計画」という。）を策定したところであるが、計画には含めていなかった項目について、新たに詳細な調査や検討を行い、計画への追加やスケジュールの見直しを検討することとした。

本業務は昨年度策定した計画を元に、追加の課題等の調査・検討を行い、必要に応じて計画の修正の支援を行う業務であることから、本業務を実施するには計画策定の経過及び資料等を熟知している必要がある。

以上の理由により、当初の計画策定に関わった上記事業者が本業務を履行できる唯一の事業者であることから、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号「その性質又は競争目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、上記事業者と随意契約を締結した。

４　根拠法令

地方自治法施行令第167条の２第１項第２号

５　担当部署

経済戦略局立地交流推進部国際担当（電話番号　06-6615-3743）

３

随意契約理由書

１　案件名称

泉布観の観光拠点整備事業（工事監理）に係る技術指導業務委託

２　契約の相手方

公益財団法人文化財建造物保存技術協会

３　随意契約理由

本業務は、重要文化財に指定されている泉布観を文化財保護法に基づき、保存及び管理するための美観向上整備に係る工事監理に対する技術指導を委託するものである。

明治４年に建てられた泉布観は、竣工後 150 年以上経過して老朽化しており、近年の異常気象・災害等の影響により外観塗装の劣化が目立ち、屋根瓦がずれ、雨樋等が破損している状況であるため、令和５年度から令和６年度にかけて美観向上整備にかかる工事を実施することとしている。なお、工事及び監理監督等の事業者を公募により決定することとした。

当該美観向上整備については、文化庁の「観光拠点整備事業（文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業）国庫補助金」の交付決定を受けており、実施にあたっては、文化財保存事業費関係補助金交付要綱において、「補助事業に従事する主任技術者については、あらかじめ文化庁の承認を受けた者を使用しなければならない」とされているが、工事監理については、都市整備局における簡易プロポーザルの結果、文化庁未承認の事業者が受注者として選定されたため、「登録有形文化財（建造物）修理にかかる設計監理技術指導者の承認基準」を満たす者（以下「文化庁の承認基準を満たす者」という。）の技術指導を受ける必要が生じた。

本業務の実施にあたっては、文化財保護法第三条に「政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない」とされていることから、泉布観の保存を周到の注意をもって実施していくためには、泉布観の経過や基礎資料等を熟知している必要がある。

上記事業者は、文化庁の承認基準を満たし、これまで泉布観の基礎調査から構造診断を継続しておこない、補修の実績もある唯一の事業者であることから、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号「その性質又は競争目的が競争入札に適しないもの

をするとき」に基づき、上記事業者と随意契約を締結した。

なお、令和５年４月 24 日に教育委員会事務局総務部文化財保護課より、本業務の実施は上記事業者に委託する必要があると見解を受けている。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

5　担当部署

経済戦略局文化部文化課（電話番号　06-6469-5176）

4

随意契約理由書

1　案件名称

豊臣期石垣公開施設内展示物等制作設置業務委託

2　契約の相手方

株式会社乃村工藝社

3　随意契約理由

　本業務は、屋内での遺構公開を行う全国的にも類を見ない施設（豊臣期石垣公開施設）を対象とし、当該施設内において展示物等の制作・設置を行う業務であるが、単なる遺構の公開施設ではなく、国内外の観光客が大阪城の特徴である歴史の重層性を体感できる展示効果の高い施設とする必要があることから、業務の遂行には、展示工事や展示業務に関して十分な履行実績を有しており、適切な履行体制を整えることができる等、高い能力を持つ事業者による履行を必須とするため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により受注者を選定することとした。

　学識経験者等外部委員３名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、上記事業者の評価点が高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、上記事業者を受注予定者と決定した。

　以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号が定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に基づき上記事業者との随意契約を締結した。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

5　担当部署

経済戦略局観光部観光課集客拠点担当（電話番号：06-6469-5165）